令和2年8月31日

令和2年度簿記検定試験における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

全国商工会連合会

１．本ガイドラインについて

　本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年５月29日）の趣旨に沿って、令和2年度簿記検定試験の受験者及び運営スタッフ並びに施設関係者の感染防止に万全を期すよう策定したものである。

２．感染防止のための基本的な考え方

　試験会場における受験者及び運営スタッフ並びに施設関係者の感染防止のため、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「３密」状態を可能な限り避けるよう対策を徹底する。そのためには試験運営側の努力だけでなく受験者の協力を得ることが不可欠である。

各都道府県において試験を実施するかどうかの判断にあたっては、緊急事態宣言が解除されてからも、引き続き、試験が実施される会場が所在する都道府県の知事からの収容率等の要請等を踏まえて、適切に対応していただく。

３．受験者への周知事項

当日に検温等、体調確認を行い、体調不良時には受験を見合わせていただく。

（例）37.5度以上または平熱比1度超の発熱が認められる場合

その他風邪の症状・味覚障害等がある場合

　体調不良がなくても感染が疑われる場合には、受験を見合わせていただく。

（例）感染症陽性者との濃厚接触がある場合

過去 2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

事前に配布した「別紙2　簿記検定　新型コロナウイルス感染症対策チェックシート」（以下「チェックシート」）を来場時に提出していただく。

ご提出いただいた「チェックシート」の「1．」「２．」の各項において一つでも該当する項目がある場合は、入場をお断りする。

来場後に咳を繰り返すなどの症状が見られた場合、その他感染予防にご協力をいただけない場合には、受験を中止し、退場していただく場合がある。

試験会場ではマスク着用を必須とする（本人確認の際は一時的に外していただく場合がある）。

試験当日は、手洗い・うがい等、各自での感染防止対策に十分ご留意いただく。

特例としてフェイスガード、除菌シート、ビニール手袋の持ち込みと使用を許可する。

特例として試験中、ペットボトル（水分がこぼれることのないフタつきの容器）による水分補給を認める。

試験中、机の上に出ている持ち物については、特例として認めたものについても他の持ち物と同様、試験官等により確認をさせていただく場合がある。

試験中に体調不良になった場合は、直ちにその旨をお申し出いただく。

万が一、受験者及び運営スタッフ並びに会場施設関係者の中から感染が疑われる者が発生した場合に備え、「チェックシート」に緊急連絡先等を記載していただくとともに、発生時には提出された個人情報を公的機関に提供することに同意していただく。

４．試験実施時の対応

試験官等は試験当日、事前に検温を行い、体調に問題ないことを確認する。37.5度以上または平熱比1度超の発熱があった場合、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があった場合は自宅待機とする。

試験官等はマスクを着用し、こまめな手洗い・手指のアルコール等による消毒を行う。

試験官等は受験者への用紙等の配布時にはアルコール等による手指消毒の徹底、或いは手袋を着用するなどの方法により細心の注意を払う。

試験会場内にアルコール消毒液等を設置する。

人の手が触れる箇所を中心に会場施設のアルコール等による消毒を行う。

収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とし、受験者間の距離を保つ席配置とする。また試験会場内では他者と十分な距離が保たれるよう誘導、注意喚起を行う。

会場内の窓開け、ドア開放、換気扇作動などにより換気を行う。

口頭での説明案内、会話を最小限にとどめる。

　受験者の入場時に「チェックシート」の内容確認及び回収、アルコール消毒等の確認を行う。

受験者がチェックシート」を持参し忘れた場合は、「チェックシート」の内容について、会場入場前に確認を行う。

　試験中、受験者のペットボトルによる水分補給を認める。

受験者のフェイスガード、除菌シート、ビニール手袋使用を認める。

　その他、「３．受験者への周知事項」に定める各項の内容を理解し、受験者に遵守されるよう努めるとともに、遵守していただけない受験者については退場させる。

　試験開催予定地で感染が拡大するなどして試験開催が困難と考えられる状況になった場合は、商工会検定センターに事前報告・相談することを原則とする。

　試験当日あるいは直前に、試験官等の予定者や会場施設関係者の感染が確認される等の事由により、試験開催ができなかったり中断したりした場合は、試験翌日（試験翌日が土曜・日曜・休日の場合はその翌日）までに商工会検定センター宛にメールで、「様式\_新型コロナウイルス感染症に係る報告」を送付し、報告する。

**事前の報告・相談がなかった場合、または当日急遽中止としたが、上記記載の期限までに報告がなかった場合、受験料の払い戻しは行わない**。

５．試験後の対応

　受験者から回収したチェックシートは受験者及び運営スタッフ並びに会場施設関係者の中から感染者、或いは感染が疑われる者が発生した場合に備えて試験開催日から60日間県連にて保管し、その後は速やかに破棄（※）する。

**※個人情報に該当するため、シュレッダー等で確実に破棄してください。**

６．感染が疑われる者が発生した場合

　感染が疑われる者が発生した場合は、以下の通り対応する。

　・感染が疑われる者に対し、速やかに帰宅を促す。

　・感染が発生した可能性のある部屋の喚起を行う。

　・保健所に連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

　・感染が疑われる者及び接触した可能性のある者の連絡先を把握する。

　・商工会検定センター宛に報告を行う。

　試験終了後、受験者及び運営スタッフ並びに会場施設関係者の中から感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による調査に協力し、必要な情報提供を行うとともに、商工会検定センター宛にメールで「新型コロナウイルス感染症に係る報告」を送付し、報告を行う。

　試験終了後、受験者及び運営スタッフ並びに会場施設関係者の中から感染が疑われる者が発生したとの情報が保健所等の公的機関より先に本人或いは関係者よりもたらされた場合は、管轄の保健所等に相談し、指示を仰ぐこと。

以上